

会 議 録

会議の名称	第40回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	令和3年1月13日(水) 13時20分から14時15分まで
開催場所	和泉市役所1号館3階会議室
出席者	委員；弁護士、大学教授、警察OB 事務局：(契約検査室) 室長兼検査担当課長、契約担当課長、総括主幹、主任 合計7名
会議の議題	1. 報告案件 (1) 入札・契約手続きの運用状況について 2. 審議案件 (1) 工事等の入札方法別抽出事案審議 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第2条第1号の工事等一覧表から、同基準第3条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。(審議対象期間：令和2年8月1日から令和2年11月30日までの工事等入札案件) (2) 指名停止について (3) 再苦情処理の状況について 3. その他
会議の要旨	事務局から、入札・契約手続きの運用状況について報告、工事等の入札方法別抽出事案について説明し、審議を行なった。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ()
その他の必要事項 (会議の公開・非公開、傍聴人数等)	会議非公開

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 報告案件

(1) 入札・契約手続の運用状況について

① 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱の一部改正について

委員～一部改正の経過を説明願う。

事務局～公募型指名競争入札において、事後資格審査方式を採用した際に落札候補者となった者が契約締結を辞退した場合に制限等を設けていなかったことから、正当な理由もなく、安易に辞退されないよう改正したものである。

委員～落札候補者となった者が辞退又は事後資格審査に必要な書類を期限までに提出せず、契約締結に至らなかった案件があったのか。

事務局～案件はない。

委員～正当な辞退理由について説明願う。

事務局～配置予定の技術者が予期せぬ入院等により、配置できなくなった場合や同日に他の自治体の公共工事を落札したことにより、技術者を配置できなくなった場合等を正当な辞退理由としている。

2. 審議案件

(1) 工事等の入札方法別抽出事案件審議

事務局～令和2年8月1日から令和2年11月30日まで（64件）の委員抽出案件（9件）について説明

・制限付一般競争入札案件

事務局～この期間での発注はなかった。

・公募型指名競争入札案件（29件のうち、4件）

事務局～公募型指名競争入札の参加要件は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に基づき、工事案件に応じた工種・格付け等級と技術者を配置できることと規定している。

- ① 和泉市和泉消防署北分署非常用発電設備設置工事
- ② 市立国府小学校他2校コンクリートブロック塀対策工事
- ③ かぐらざき公園改修工事（R2-1）
- ④ 黒鳥12-10号線管布設工事その3

委員～④について、設計誤りによる入札中止の案件とのことだが、事前辞退が多い。条件に変更はあったのか。

事務局～設計の誤りを修正したのみで、条件に変更はない。
委員長～公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・指名競争入札案件（31件のうち、3件）

事務局～指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は（和泉市建設工事指名競争入札実施要綱）に基づき、公平性・透明性を確保し、選定している。

- ① 市立和気小学校他2校消防設備改修工事設計業務
- ② 仏並2-37-1号線外実施設計業務委託
- ③ 和泉シティプラザウッドデッキ改修工事

委員～②について、落札者を除いたすべての入札参加者が予定価格で応札している理由について、どのような理由が考えられるか。

事務局～応札額は、あくまで設計図書に基づき自由に積算されたものである。また、辞退を除いた全入札参加者が予定価格と最低制限価格の範囲内の金額での入札であることから、有効な入札であったと考える。理由については、推測でしかなく、受注意欲の結果であると考え。

委員～本件とは関係ないが、辞退により、入札参加者が1者となった場合について説明願う。

事務局～郵便入札案件（制限付一般競争入札、公募型指名競争入札、業務委託のうち、「郵便による入札」と指定する業務委託）については、あらかじめ指定された日に入札書等が郵送されており、入札参加者が入札日にその事実を知り得た場合であっても入札金額に影響することがないため、予定通り入札を実施する。入札参加者が一堂に会して入札を行う通常型指名競争入札については、入札金額に影響があるため、入札参加者が1者となった場合は入札を中止する。

委員長～指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・随意契約案件（4件のうち、2件）

- ① 和田浄水場送水流量計取替工事
- ② 市立横山小学校体育館屋根緊急工事

委員～①について、随意契約とすることで契約金額が高くなることはないのか。

事務局～緊急工事の随意契約の場合は、現場復旧が最優先されるため、通常入札案件より割高になるケースはあるが、見積額を工事主管課で査定した上で、契約金額としているため、適正であると考え。また、メーカー随意契約の場合は、価格交渉を行う場合もある。その他、少額の見積りの場合は、入札と同様、複数の業者に見積りを依頼し、価格競争を行った上で契約締結しており、契約方法に関わらず適正金額で契約締結していると考え。

委員長～随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

(2) 指名停止について

- ・指名停止業者 該当無し

(3) 再苦情処理の状況について

- ・苦情処理案件 該当無し

3. その他

(1) 住民訴訟に関する経過について

- 住民訴訟について、前回委員会（9月16日）以降の動きについて報告。
 - ・第14回口頭弁論（10月9日）
 - ・控訴を棄却する判決（11月27日）

以上